

# ゼロからはじめる 法律入門②



社会保険労務士  
三宅 大樹  
(山川社労士予備校)

法律を初めて学ぶ人は、初めて目にする言葉や知らない仕組みが次々に出てきて、不安でいっぱいです。受験生“みーやん”と、今年合格したばかりの先輩“ナオさん”と一緒に問題を解き、対話形式で楽しく法律用語を学んでいきましょう。

## 1 条文の読み方の基本その③「準用規定とは、他から借りてくる」



みーやん

ねえ、ナオさん。雇用保険法って、勉強を始めた最初のうちは、それほど苦手には感じなかったのだけど、勉強すればするほど他の科目に比べてなんかだんだん苦手意識が強くなってきたよ。



ナオさん

そうね～。基本手当を勉強しているときは、まだよかったのだけれど、その後色々な失業等給付を勉強していると、条文に「～について準用する」という表現だけ書いてあって、それだけでは何のことを言っているのか、さっぱり分からないことがあるわよね。あっ！ ちょうどよくやまちゃん先生がまた、こちらに向かって走ってきたわよ（笑）。



やまちゃん先生おはようございます。早速なのですが、ナオさんと「条文の準用規定」について、話していたのですが、雇用保険法ではやたら多いですよね。

ナオさん、みーやん、おはようさん。そうだね、雇用保険法に限らず、「準用規定」については、よく出てくる規定なので、早い段階で説明しておいた方がいいね。では、よし早速だけど、問題を解いてみよう！



やまちゃん先生

**例文1**

次の文章は、雇用保険法37条9項の条文です。下線部の「準用する」という意味を、下記の参考条文も踏まえて、自分なりに考えてみてください。また、二重下線部の「読み替えるものとする」についても、この結果どうなるのかを考えてみてください。

法19条（基本手当の減額）、法21条（待期）、法31条（未支給の基本手当の請求手続）並びに法34条1項及び2項（不正受給による基本手当の給付制限）の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、法19条1項及び3項並びに法31条1項中「失業の認定」とあるのは、「法37条1項の認定」と読み替えるものとする。

（参考条文）

**法31条（未支給の基本手当の請求手続）**

①法10条の3第1項（未支給の失業等給付）の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。



基本手当の支給を受けられる受給資格者が死亡したときと同じように、「**傷病手当**」の支給を受けられる受給資格者が死亡したときにも、同じような取扱いをするということかな？

だいたい、そのようなイメージで間違いはないけれども、もう少し上の条文に即して、「**準用する**」の意味を説明していくね。

**「準用する」とは？**

→ある法令の特定の箇所の規定を、その法令の「**別の箇所**」に借りてきて、当てはめること。

↓つまり、上の条文を抜粋すると……

……法31条……の規定は、傷病手当について**準用する**。

↓簡単に言い換えると……

法31条（未支給の基本手当の請求手続）の規定は、本来、未支給の「**基本手当**」の請求手続のための規定であるので、そのままでは「**傷病手当**」には使えない。

↓したがって……

法37条の9に傷病手当に関する「**準用規定**」を設けることで、法31条の規定を、「**傷病手当**」に借りてきて、同じように当てはめる。